

指定水防管理団体の水防団員定員基準条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>指定水防管理団体の水防団員定員基準条例 昭和25年9月8日 条例第45号</p> <p>水防法（昭和24年法律第193号）第34条の指定水防管理団体の水防団員の定員の基準は、次のとおりとする。ただし、水防管理者が、水防の実施に支障がないと認める場合は、その基準以下に減ずることを妨げない。 (1)～(2) 省略</p>	<p>指定水防管理団体の水防団員定員基準条例 昭和25年9月8日 条例第45号</p> <p>水防法第27条 _____ の指定水防管理団体の水防団員の定員の基準は、次の各号による。但し、水防管理者が、水防の実施に支障がないと認める場合は、その基準以下に減ずることを妨げない。 (1)～(2) 省略</p>